

<p>児童手当及び特例給付 受給資格調査員証</p>	
	<p>第 号</p>
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">写  真</p> </div>	<p>官 職 又は職名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>児童手当法第27条(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)に定める 当該職員であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付 年 月 日限り有効</p>
<p>市町村長又は児童手当法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の規定によって読み替えられる同法第7条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の認定をする者</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">印</p> </div>

<p>児童手当法(抄)</p>	
<p>(支給の制限)</p> <p>第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <p>(届出)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長(第17条第1項の規定によって読み替えられる第7条の認定をする者を含む。以下同じ。)に対し、内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>(調査)</p> <p>第27条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当</p>	<p>の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>附 則 (特例給付)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>3 第6条第2項、第7条第1項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項、第13条から第22条まで(第18条第1項、第2項及び第6項を除く。)、第23条から第29条まで(第26条第2項を除く。)並びに第30条の規定は、第1項の給付について準用する。(以下略)</p>
<p>注 意</p> <p>1. この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>2. この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。</p>	

備考

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。